

山口県報

令和8年
3月31日
(火曜日)

目 次

○人委規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則………
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則………



管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「大阪事務所次長（人事委員会の定めるものに限る。）」を「大阪事務所次長（人事委員会の定めるものを除く。）」に、「計量検定所次長」を「大阪事務所次長（人事委員会の定めるものに限る。）」に改め、同表警察本

部の項中「警務企画官」を

「警務企画官
人身安全対策官
匿名・流動型犯罪対策官」

に改め、「人身安全対策官」を

削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「財政課の主査、主任及び主任主事」を「財政課の主幹、主査、主任及び主任主事」に改め、同表教育委員会の事務局等の項中「主任主事」を「主任（人事担当及び秘書担当のものに限る。）」、主任主事に、「県立高校再編整備室の室次長」を「県立高校再編整備推進室の室次長 全国高総文祭推進室の室次長」に改め、同表監査委員事務局の項中「主幹」を「調整監」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁